

第677回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成26年 9月 9日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）輸出貿易管理令別表第一の改正について

業務部 金野 特別審査官

（2）関税率表解説及び分類例規の一部改正について

業務部 古賀 首席関税鑑査官

4、その他・連絡事項等

・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（7月分）等について

業務部 矢野 統括審査官（通関総括第1部門）

・盗難に遭った農業用トラクターの不正輸出阻止に向けた取組みについて

業務部 辻 統括審査官（通関総括第4部門）

次回開催予定日 **平成26年10月3日（金）** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成 26 年 7 月 22 日

輸出貿易管理令の一部を改正しました

大量破壊兵器の拡散防止、条約その他の国際約束の履行等の観点から、経済産業省において外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理を行っており、個別の規制については同法に基づく輸出貿易管理令で規定をしています。

今般、①2013 年の国際輸出管理会合における合意等に基づく品目の追加・削除、②条約等の履行に関し、諸外国に倣った国際的な制度調和及び事業者負担軽減のための規制の一元化等に関して所要の改正が本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・国際輸出管理会合における合意等を国内において着実に実施するため、輸出規制の対象となる貨物の追加・削除等の改正をします。(別表第一関係)
 - ・諸外国に倣った国際的な制度調和及び事業者負担軽減の観点から、①ストックホルム条約対象物質の仮陸揚げ行為の特例の導入、②ロッテルダム条約対象物質との整合性の確保、③国内他法令との二重規制の撤廃、を行うための改正をします。(別表第二関係)
 - ・国際連合安全保障理事会において、中央アフリカに対する武器禁輸等の決議が採択されたことに伴い、他地域と比べ厳格な安全保障上の輸出管理を実施するための改正をします。(別表第三の二関係)
- 具体的な内容は以下のとおりです。

<別表第一関係>

- カメラ等について、規制対象内容を変更
【輸出令別表第一の二の項の改正】
- 圧力変換器について、規制対象内容を変更
【輸出令別表第一の二の項の改正】
- 雷管の部分品について、規制対象に追加
【輸出令別表第一の二の項の改正】
- 重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置について、規制対象に追加
【輸出令別表第一の二の項の改正】
- レニウム等について、規制対象に追加
【輸出令別表第一の二の項の改正】
- 防爆構造の容器について、規制対象に追加

【輸出令別表第一の二の項の改正】

- 発酵槽の部分品について、規制対象に追加

【輸出令別表第一の三の二の項の改正】

- 磁気テープ記録装置等について、規制対象から削除

【輸出令別表第一の七の項の改正】

- サンプルングオシロスコープについて、規制対象に追加

【輸出令別表第一の七の項の改正】

- インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置について、規制対象に追加

【輸出令別表第一の九の項の改正】

- 設計用の装置等について、規制対象に追加

【輸出令別表第一の九の項の改正】

- 慣性航法装置等の部分品について、規制対象から削除

【輸出令別表第一の一の項の改正】

<別表第二関係>

- スtockホルム条約対象物質の仮陸揚げ行為(機体等から機体等への積み替え行為)について経済産業大臣による承認を要さないこととする。

【輸出令第四条第二項第一号の改正】

- ロッテルダム条約対象物質との整合性の確保の観点から対象品目から石綿等を含む製品を削除する。

【輸出令別表第二の三五の三の項の改正】

- 麻薬等の規制を国内他法令に一元化する観点から対象品目を削除する。

【輸出令別表第二の四二の項の改正】

<別表第三の二関係>

- 中央アフリカについて、輸出令別表第一の一六の項に関連する規制対象地域に追加

【輸出令別表第三の二の改正】

※ 上記輸出貿易管理令の改正に伴い、関連する告示等についても改正を行う。

2. 今後の予定

公布:平成26年7月25日

施行:平成26年7月25日別表第二関係

平成26年9月15日別表第一及び別表第三の二関係

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 高見

担当者:熊野、中谷 【別表第二関係】

電話:03-3501-1511(内線 3241~5)

03-3501-0538(直通)

安全保障貿易管理課長 風木

担当者:青木、草刈 【別表第一及び別表第三の二関係】

電話:03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)

別表第一（第一条、第四条関係）

	貨物	地域
一	(略)	(略)
二	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ～ (三十八) (略)</p> <p>(三十九) 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品</p> <p>(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器</p> <p>(四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 雷管の部分品</p> <p>(四十二) (略)</p> <p>(四十三) トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置</p> <p>(四十四) ～ (五十) (略)</p> <p>(五十一) レニウム、レニウム合金又</p>	(略)

	貨物	地域
一	(略)	(略)
二	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ～ (三十八) (略)</p> <p>(三十九) 機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレイミングカメラ又はこれらの部分品</p> <p>(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器</p> <p>(四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(四十二) (略)</p> <p>(四十三) トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置</p> <p>(四十四) ～ (五十) (略)</p> <p>(新設)</p>	(略)

七	四 六	三 の 二	三	はレニウムタンゲステン合金の一次 製品 (五十二) 防爆構造の容器
(九) サンプリグオシロスコープ	(略)	(二) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 (略) 2 発酵槽又はその部分品 3～8 (略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

七	四 六	三 の 二	三	(新設)
(九) デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置又はこれらの試験用の磁気テープ	(略)	(二) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 (略) 2 発酵槽 3～8 (略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

			八	(十) ～ (二十二) (略)
			九	(略)
一一	次に掲げる貨物(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ・ (二) (略) (三) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置 (四) ～ (五) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (五の四) (略) (五の五) インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品 (六) (一) から (三) まで若しくは (五) から (五の五) までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品 (七) ～ (十一) (略)	(略)
一〇	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三の二(第四条関係)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

			七	(十) ～ (二十二) (略)
			八	(略)
			九	(略)
一一	次に掲げる貨物(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ・ (二) (略) (三) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品 (四) ～ (五) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (五の四) (略) (新設) (六) (一) から (三) まで若しくは (五) から (五の四) までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品 (七) ～ (十一) (略)	(略)
一〇	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三の二(第四条関係)

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

貨物等省令 及び 運用通達 の改正について

- ・ 大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、国際輸出管理レジーム会合において、輸出規制すべき対象が合意されているところ、

今般の各レジームの合意を受けて、輸出貿易管理令別表第1が改正されるほか、貨物等省令（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令）及び運用通達（輸出貿易管理令の運用について）も改正され、輸出規制の対象となる貨物の追加・削除等が行われる。

1. 貨物等省令の改正

- ・ 輸出貿易管理令別表第1に掲げる貨物の仕様等を規定している貨物等省令の改正
（注）別表第1の改正がない項目についても、貨物等省令の改正がある。

2. 運用通達の改正

- ・ 貨物等省令に用いられている語句の解釈を定めている運用通達の 1-1(7)(イ)輸出令別表第1の解釈の改正

（注）解釈の内容は、輸出令別表第1の規制対象貨物の該非に係る。

3. 施行日等

公布：平成26年8月14日

施行：平成26年9月15日

改正される貨物等省令の条及び号	対応する輸出令別表第1の項	
第1条	17号	2(12)
	24号	2(19)
	27号	2(22)
	37号	2(32)
	38号	2(33)
	43号	2(38)
	44号	2(39)
	45号	2(40)

	50号	2 (41)
	51号	2 (41)
	53号	2 (43)
	61号 (新設)	2 (51)
	62号 (新設)	2 (52)
第2条	2 10号	3 (2)
第2条の2	1号	3の2 (1)
	3号	3の2 (1)
	2 2号	3の2 (2)
第3条	2号	4 (2)
	3号	4 (3)
	6号	4 (5)
	6の2号	4 (5)
	10の2号	4 (9)
	20号	4 (19)
	20の2号 (新設)	4 (19)
第4条	4号	5 (18)
	13号	5 (16)
第6条	1号	7 (1)
	2号	7 (2)
	9号	7 (9)
	11号	7 (11)
	13号	7 (12)
	17号	7 (17)
	22号	7 (22)
第7条	3号	8
	5号 (新設)	8
第8条	1号	9 (1)
	5の5号 (新設)	9 (5の5)
	7号	9 (6)
	9号	9 (7)
第9条	1号	10 (1)
	10号	10 (8)
	13号	10 (11)
第10条	2号	11 (2)
	3号	11 (3)
	3の2号 (削除)	11 (3)
	3の3号 (削除)	11 (3)
	3の4号 (削除)	11 (3)
第11条	7号	12 (2)
第12条	1号	13 (1)
第14条	5号	15 (4)
	6号	15 (5)

主な改正の概要（平成 26 年 9 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第3類 第 03.02 項 第 03.05 項 第 05.11 項 第 16.04 項	魚の卵及びしらこ、 キャビア及びキャビ ア代用物	魚卵には、しらこも含まれる旨を明確化。 また、キャビア及びキャビア代用物については、調製又は保存に 適する処理をしていなくても、そのまま食するのに適したもの については、魚の調製品と同様、第 16.04 項に含まれる旨を明 確化。
第 07.12 項	乾燥野菜	冷凍又は一時的な保存に適する処理をしてから乾燥した野菜 についても、乾燥野菜として第 07.12 項に分類される旨を明確 化。
第 28.33 項	天然のナトリウムの 硫酸塩	天然のナトリウムの硫酸塩の例示について、関税率表解説の 英語版と仏語版の表現を合わせる改正。
第 29.09 項 第 29 類第7節 第 29.20 項	鈍感化された有機過 酸化物	鈍感化された有機過酸化物の分類を明確化するため、第 29 類 の関連箇所に、一般式及び物質の例示を追記する改正。
第 29.34 項	複素環式化合物	ベンゾチアゾール環を有する複素環式化合物について、関税 率表解説の例示の記載位置を修正。
第 30.02 項	トロンボモジュリン	血管内皮細胞から得られるトロンボモジュリン及び生物工学的 方法によって得られた変性トロンボモジュリンについて、血液分 画物として第 30.02 項に分類される旨を明確化。

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1902.30 号	ミートボールを含有 する調製食料品	ミートボール、パスタ等を含有する調製食料品(全体における 肉の含有率は 20%以下)につき、その他のパスタとして第 1902.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2005.80 号	スイートコーンの粉	熱処理したスイートコーンの粉につき、調製したスイートコーン として第 2005.80 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2008.99 号	冷凍おたねにんじん	冷凍おたねにんじんにつき、保存に適する処理をした、その他 植物の食用の部分として第 2008.99 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2106.90 号	消化を助けるタブレッ ト	様々な香辛料、ハーブ、塩等から成る、消化を助けるタブレット につき、その他の調製食料品として第 2106.90 号に分類(通則 1)。
第 3824.90 号	水パイプ用の石	水パイプに入れて用いる、香味物質等を染み込ませた石(ニコ チンは含まない。)につき、その他の化学調製品として第 3824.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3913.90 号	多糖類	バクテリア発酵で得られたガム状の多糖類につき、その他の天 然の重合体として第 3913.90 号に分類(通則 1 及び 6)。

主な改正の概要（平成 26 年 9 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 4303.90 号	毛皮から作られた敷物	頭部（はく製）、尾部及び足部の付いたクマの毛皮から作られた敷物につき、その他の毛皮製品として第 4303.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 5402.20 号	テクスチャード加工された強力糸	テクスチャード加工された強力糸につき、強力糸として第 5402.20 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 6204.62 号 第 6206.30 号 第 6214.90 号	3つの要素から成る民族衣装	セットとして取引されるズボン、チュニック及びショールにつき、分離して、それぞれ第 6204.62 号、第 6206.30 号又は第 6214.90 号に分類（通則 1（第 11 部注 14）及び 6）。
第 8473.30 号	LED バックライトユニット	携帯用の自動データ処理機械に組み込まれる、LED（発光ダイオード）バー及び光学部品から成る LED バックライトユニットにつき、自動データ処理機械の部分品として第 8473.30 号に分類（通則 1（第 16 部注 2(b)）及び 6）。
第 8517.70 号	静電容量式タッチスクリーン	携帯電話用の静電容量式タッチスクリーンにつき、携帯電話の部分品として第 8517.70 号に分類（通則 1（第 16 部注 2(b)）及び 6）。
第 8517.70 号	タッチセンシティブ AMOLED ディスプレイモジュール	携帯電話用のタッチセンシティブ AMOLED（アクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード）ディスプレイモジュールにつき、携帯電話の部分品として第 8517.70 号に分類（通則 1（第 16 部注 2(b)）及び 6）。
第 8537.10 号	抵抗式タッチスクリーン	汎用性のある抵抗式タッチスクリーンにつき、電気制御用の物品として第 8537.10 号に分類（通則 1（第 16 部注 2(a)）及び 6）。
第 8543.70 号	LED スポットランプ及び LED 電球	制御回路を含む LED スポットランプ及び LED 電球の完成品につき、その他の電気機器として第 8543.70 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9403.20 号	チェックアウトカウンター	ベルトコンベヤを備えたチェックアウトカウンターにつき、その他の金属製家具として第 9403.20 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9705.00 号	動物のはく製	動物の全形又は頭部のはく製につき、動物学に関する収集品及び標本として第 9705.00 号に分類（通則 1）。

分類例規第二部（国内分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 44.18 項	直交集成板	直交集成板の日本農林規格の制定に伴う改正。

農業用トラクターを輸出する皆様へ

農業用トラクターを輸出する際には、

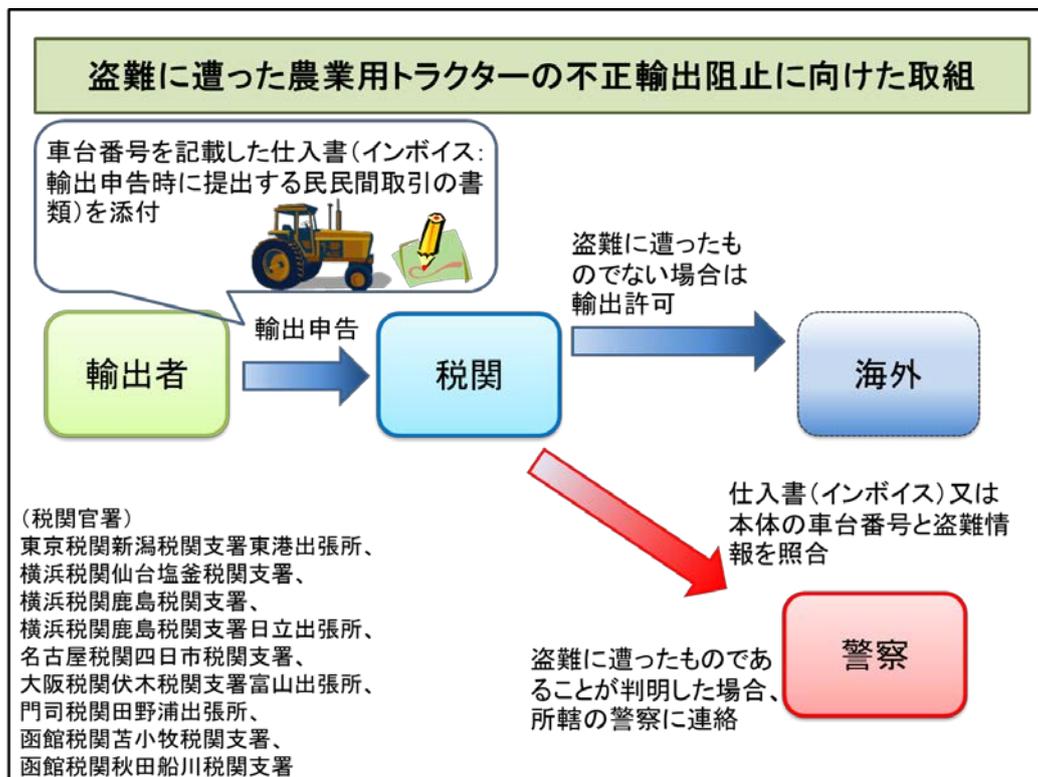
仕入書（インボイス）に車台番号の記載をお願いします。

近年、農業者が保有する農業機械、特に農業用トラクターの盗難が深刻化しています。さらに、盗難に遭った農業用トラクターの一部が海外へ不正に輸出される事案が発生しています。

海外への不正輸出を阻止するため、農林水産省、財務省及び警察庁が協力して、平成26年9月1日以降、下記の税関官署に対して農業用トラクターが輸出申告された場合には、仕入書（インボイス）に車台番号の記載を求めることとしました。今後は、仕入書（インボイス）に記載された車台番号または農業用トラクター本体の車台番号と、農業用トラクターの盗難情報を照合することとしました。

また、輸出者が仕入書（インボイス）への車台番号の記載を拒んだ場合は、農林水産省生産局農産部技術普及課より輸出者に対して理由を聴取することとしております。

今般の取組に至る背景についてご理解いただくとともに、下記の税関官署に対して農業用トラクターを輸出申告する場合には、仕入書（インボイス）に車台番号を記載して頂くようご協力をよろしく申し上げます。



【問い合わせ先】

農林水産省生産局農産部技術普及課
生産資材対策室
03-6744-2111（直通）